

障害者差別解消法が施行されました

このように、この法律及び対応指針では、基本的に、障害者であるという一事でもって取引から排除することなどを禁止していることに留意して下さい。

一方で対応指針は、「正当な理由があるため不当な差別的扱いには当たらない事例」(許容される事例)についても、「合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等を確認する」ことを挙げているところです。



〔障害者の状況によっては、ご入居が不可能なケースもあるので充分な配慮を以て対応すること。〕

聞こえません



〔面倒がらずに配慮を以て対応〕



3 対応指針で示されている合理的配慮の提供(努力義務)の例

対応指針では、「多くの事業者にとって過重な負担とならず、積極的に提供を行うべきと考えられる事例」、すなわち一般的に対応に努めることが求められる事例として、例えば「障害者が物件を探す際に最寄り駅から物件までの道のりを一緒に歩いて確認したり、1軒ずつ中の様子を手添えて丁寧に案内することなどを挙げています。

また、個々の具体的なケースや業者の事情に応じて「過重な負担とならない場合に、提供することが望ましい」とされる事例として、敷地スペースに余裕がある場合などにおいて「車いす使用者のために、車いす専用駐車場を設置すること」などを挙げているところです。



〔各設備の設置等も誠意を以て協力すること。〕

4 法律や対応指針に則した対応を

対応指針では、「以上のように、禁止行為、許容される行為、一般的な努力事項、過重な負担とならない場合の努力事項の4つに分けて、それぞれの具体例を挙げています。対応指針の全文は国土交通省ホームページに掲載されていますので、本稿で採りあげた事例以外についても、これらの4つの位置付けのいずれに当たるかや、各事例に付されている条件の部分も含めてその内容を確認いただき、宅建業者が担うべき社会的公共的役割と使命を踏まえ、法律の趣旨に即した適切な対応を心掛けようにしてください。